

～安定した制度で高齢者医療を守るために～
後期高齢者医療の保険料率について

後期高齢者医療制度の保険料率が改定されます

◆第3期（平成24・25年度）保険料率

区分	現行 (平成22・23年度)	改定後 (平成24・25年度)
被保険者 均等割額	38,645円	41,704円
所得割率	7.18%	8.12%
年間保険料 の上限額	50万円	55万円

高齢化の進展や医療の高度化などにより、滋賀県の後期高齢者の医療費は年々増加の一途をたどっており、財政的に非常に厳しい状況です。
被保険者の皆さんに安心して医療を受けていただけるよう、安定した制度運営を行うためには、平成24・25年度の保険料を引き上げざるを得なくなりました。ご理解いただきますようお願いいたします。

1人ごとの保険料の額は7月に郵便でお知らせします。
※6月に平成23年の所得が確定した後に算定します

問 保険医療課（☎65-6527）、各支所福祉生活課、
滋賀県後期高齢者医療広域連合（☎077-522-3013）

所得の低い人などは、
保険料が軽減されます。

保険料軽減の例

※一人世帯で公的年金収入のみの場合

●年金収入 80万円までの人の場合
年額4,170円

※均等割額が9割軽減されています。

●年金収入153万円までの人の場合
(所得割 賦課なしの上限額)
年額6,255円

※均等割額が8.5割軽減されています。

●年金収入200万円の人の場合
年額52,445円

※均等割額が2割、所得割額が5割軽減されています。

第5期長浜市介護保険料（平成24年度～26年度）

段階	対象者	基準額に対する割合 【保険料（年額）】
第1段階	生活保護受給者および世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	×0.4 [24,380円]
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.5 [30,480円]
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	×0.65 [39,620円]
第4段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	×0.75 [45,720円]
第5段階	世帯が市民税課税で、本人が市民税非課税の人	基準額 [60,960円]
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以下の人	×1.25 [76,200円]
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上380万円未満の人	×1.5 [91,440円]
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が380万円以上の人	×1.75 [106,680円]

問 高齢福祉介護課（☎65-7789）

第1号被保険者の介護保険料は、平成24年度から3年間の介護保険料は、基準月額5,080円（年額60,960円）となります。
市では、高齢化の進行に伴う介護サービス利用者の増加、介護報酬の改定、第1号被保険者の負担割合の引き上げなどにより、介護サービス費の伸びが見込まれることから、第1号被保険者の介護保険料

が上昇します。このような中、負担能力に応じた保険料段階の設定等を行うことで、上げ幅の抑制に努めました。
この保険料は、今後3年間に必要となる費用を計算し、そのうち65歳以上の人が負担する分を、その人口で割り戻して算出したものです。納入通知書は、6月上旬から中旬にかけて発送します。今後とも、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

4月より介護保険料が変わります

基準月額 5,080円

健康ながはま21(第2期)を策定しました ～『健康で輝けるまち 長浜』をめざして～

市では、健康的な環境づくりを含めた健康づくり全体の計画として、「健康ながはま21（第2期）」（平成24年～25年度）を策定しました。今回の計画は、健康に関する8つの分野（①身体活動・運動、②喫煙対策、③飲酒対策、④こころ・休養、⑤歯科、⑥健康管理・病気の管理、⑦認知症対策、⑧地域医療）と食育推進計画から構成しています。各分野と食育推進計画の内容については、順次、広報でお知らせします。

計画の目的

幼少年期からの体験や教育を通して、健康を守るための正しい知識や習慣等を身につけ、壮年期や中年期の早世を防ぎ、健康寿命を延伸し、生活の質を維持・向上させることを目的とします。

今回の計画では、下記に重点を置いて検討しました

こころと休養



こころが健康で社会活動ができる

地域医療



安心して地域完結型の医療を受けられる

食生活（食育推進計画）



生きる力を身につけ、豊かな人間性をはぐくむために、食べるを学ぶ

計画の内容は市政情報コーナーや市ホームページでご覧いただけます。問健康推進課（☎65-7779）

長浜市しょうがい福祉プランを策定しました

市では、しょうがい福祉を推進するため「長浜市しょうがい福祉プラン」を策定しました。「やさしいまち長浜」の実現に向け、以下の5つの柱に基づいて取り組んでいきますので、市民の皆さん一人ひとりも、その推進役となっていただきますようお願いいたします。

基本理念

市民すべてが地域の同じ一員として尊重しあい、すべての人が自分らしく自然で心豊かな生活を送ることができるよう、「ともに支え、ともに暮らすやさしいまち長浜」の実現をめざします。



やさしい
まちづくり
「あたたか」

・相互理解
・地域福祉
など

地域生活の
支援
「あんしん」

・生活支援
・権利擁護
など

医療・保健
・福祉の連携
「すこやか」

・精神保健医療
・医療的ケア
など

子どもの
発達・育成支援
「はぐくむ」

・子育て支援
・早期支援
など

活動の充実
「いきがい」

・就労支援
・日中活動支援
など

計画の内容は市政情報コーナーや市ホームページでご覧いただけます。問しょうがい福祉課（☎65-6518）

「ゴールドプランながはま21(第5期)」を策定しました

この計画は、今後3年間の市の高齢者保健福祉・介護保険事業の運営の指針を示すものです。

基本理念

みんなで支え合い、いきいきと暮らせる、あたたかな長寿福祉のまち

地域特性に応じた介護福祉サービスの充実や、健康づくり・介護予防の推進、保健・医療・福祉など多職種連携による包括的な地域ケアの仕組みの構築により、高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で、心豊かに生きがいを持って健やかに暮らせるよう、事業の充実に努めてまいります。

計画の内容は市政情報コーナーや市ホームページでご覧いただけます。問高齢福祉介護課（☎65-7789）